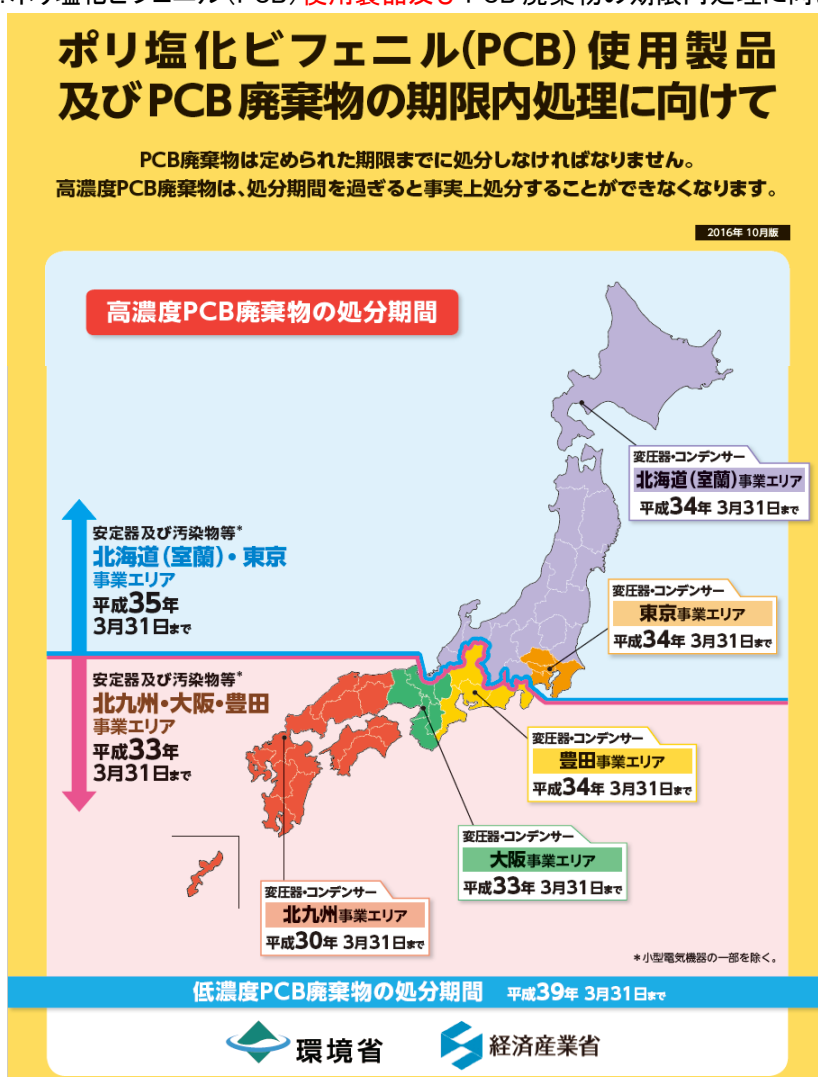




- 24p: (1)産業廃棄物の保管  
以下を追記  
\* 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物などが含まれる場合は、産業廃棄物の種類欄にこの旨を記載しなければなりません。(施行：平成 29 年 10 月 1 日)
- 30p: (3)委託契約の締結、委託契約書への記載事項  
・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨 (施行：平成 29 年 10 月 1 日)
- 32p: 建設廃棄物処理委託契約書の様式改訂 (水銀使用製品産業廃棄物を追加) (H. 29. 12)
- 36p: 建設系廃棄物マニフェストの様式改訂 (水銀使用製品産業廃棄物を追加) (H. 29. 12)
- 48p、52p、66p、67p: 【出典:建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い、平成 28 年 4 月】
- 65p: 【出典:ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて、環境省、平成 29 年 3 月】



- 73p: (産業廃棄物を所管する都道府県政令市) 八戸市(固有番号122)を追加 (H.29.1.1)
- 88p: 建設リサイクル法、(3)解体工事業、①解体工事業者の登録  
土木工事業、建築工事業またはとび・土工工事業の許可を受けた建設業者は登録の必要はありません。  
⇒ 土木工事業、建築工事業または解体工事業の許可を受けた建設業者は登録の必要はありません。
- 98p: (《埼玉県土砂条例に基づく手続きについて》、窓口)  
さいたま市、川越市、越谷市、桶川市、毛呂山町及び⇒ さいたま市、川越市、越谷市、桶川市、毛呂山町、嵐山町及び

- 104p: 広域認定制度メーカー一覧((一社)日本建設業連合会HP)に(株)日本アクアの発泡ウレタンが追加(H.29.11)  
<http://www.nikkenren.com/kankyou/kouiki/index.html>

- 107p: (土壌汚染対策法、特定有害物質) クロロエチレンを追加 (H.29.4.1 施行)

分類	特定有害物質の種類	指定基準及び地下水基準			措置の選択の指標	
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下	
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.004以下	0.04以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	0.1以下	1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.04以下	0.4以下	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下	
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.02以下	0.2以下	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下	0.1以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	1以下	3以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.006以下	0.06以下	
	トリクロロエチレン	0.03以下	—	0.03以下	0.3以下	
	ベンゼン	0.01以下	—	0.01以下	0.1以下	
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下	0.05以下	1.5以下	
シアン化合物		不検出	遊離CN:50以下	不検出	1以下	
水銀及びその化合物		水銀:0.0005以下 別加水銀不検出	15以下	水銀:0.0005以下 別加水銀不検出	水銀:0.005以下 別加水銀不検出	
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	
碲素及びその化合物		0.8以下	4,000以下	0.8以下	24以下	
ほう素及びその化合物		1以下	4,000以下	1以下	30以下	
シマジン		0.003以下	—	0.003以下	0.03以下	
第三種特定有害物質 (燻業:PCB)	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.02以下	0.2以下	
	チウラム	0.006以下	—	0.006以下	0.06以下	
	ポリ塩化ビフェニル	不検出	—	不検出	0.003以下	
	有機りん化合物	不検出	—	不検出	1以下	

- 地下水基準: 地下水汚染の判定基準(規則別表第1)
- 要措置区域の指定に係る基準(汚染状態に関する基準): 都道府県知事等が要措置区域または形質変更時届出区域として指定する際の基準
- 土壌溶出量基準: 地下水経由の摂取による観点から定められた基準(規則別表第3)
- 土壌含有量基準: 汚染された土壌の直接摂取による観点から定められた基準(規則別表第4)
- 第二溶出量基準: 措置の選択または決定の判断を行う観点からの指標(規則別表第2)
- 不検出: 調査・措置ガイドラインAppendix15参照

- 125p: (土壌汚染対策法、管理票の記入例) 特定有害物質にクロロエチレンを追加 (H. 29. 4. 1 施行)

様式第十九 (第六十七条第二項関係)

管理票		整理番号	
氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名 東城建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎 〒100-0000 東京都千代田区農ヶ園〇〇-〇〇 〇×ビル23F TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	氏名又は名称 運搬受託者 株式会社土壌運搬 〒100-0000 東京都千代田区鍛冶町 〇〇-〇〇 ××ビル3F TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	氏名又は名称 処理受託者 浄化リサイクル株式会社 輪岡工場 〒997-0000 山形県輪岡市〇〇町 0000-00 TEL0235-00-0000 FAX0235-00-0000	交付担当者の氏名 土木 一郎 交付年月日 平成 29 年 4 月 1 日 交付番号 第01-0001
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)			
<input type="checkbox"/> クロロエチレン <input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロパン <input type="checkbox"/> ジクロロメタン <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン	<input checked="" type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> チオベンカルブ <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> PCB <input type="checkbox"/> 有機りん化合物	溶出量基準超過 <input checked="" type="checkbox"/> (0.4mg/L) 第二溶出量基準超過 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物 <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物 <input type="checkbox"/> セレン及びその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物 <input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物 <input type="checkbox"/> 碲素及びその化合物 <input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物
要措置区域等の所在地 〒163-0000 東京都新宿区〇〇-〇〇 △▲工業 新宿事業所	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名 自動車等の番号 足立 100 あ 00-00 担当者氏名 株式会社土壌運搬 道野 通 自動車等の番号 JP-ABC-12345-D404 担当者氏名 日本海運株式会社 海野 波 自動車等の番号 青森 100 あ 00-00 担当者氏名 東北運送株式会社 坂田 昇	運搬区間 要措置区域 (新宿区〇〇) ↓ 東京埠頭 (東京都江東区〇×町) 東京埠頭 (東京都江東区〇×町) ↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町) 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町) ↓ 浄化リサイクル(株)輪岡工場 (山形県輪岡市〇〇町)	引渡し年月日 平成 29 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 4 日 平成 29 年 4 月 7 日 平成 29 年 4 月 21 日
積替え又は保管場所 <input checked="" type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 名称及び所在地 所有者の氏名又は名称 連絡先 〒100-0000 東京都江東区〇×町〇〇-〇〇 東京埠頭(株) TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000	積替え又は保管場所 <input type="checkbox"/> 積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所 名称及び所在地 所有者の氏名又は名称 連絡先 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇〇 青森埠頭倉庫(株) TEL017-000-0000 FAX017-000-0000	汚染土壌処理施設の名称及び所在地 名称 所在地 許可番号 浄化リサイクル(株)輪岡工場 〒997-0000 山形県輪岡市〇〇町0000-00 第 058100003 号	引渡しを受けた者の氏名 田門 守 処理担当者の氏名 土野 清 処理方法 浄化 (分解・熱分解) 処理終了年月日 平成 29 年 4 月 21 日
運搬受託者からの返送確認日 年 月 日	処理受託者からの返送確認日 年 月 日	備考	

青色が管理票交付者、赤色が運搬受託者(運搬担当者)、オレンジ色が処理受託者の記入事項  
(出典: 搬出汚染土壌の管理票のしくみ、環境省・(公財)日本環境協会)  
<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/booklet/04.html>

- 最終ページ (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団の電話番号 03-4355-0155

## 参考－1：廃棄物処理法の改正情報

### ● マニフェスト制度の強化 法改正（公布：H. 29. 6. 16）

○マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化（施行：H. 30. 4. 1）

※現行：6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金 →1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金

○特定の産業廃棄物を多量に排出する場合は電子マニフェストの使用を義務付け（施行：H. 32. 4. 1）

※特定の産業廃棄物：特別管理産業廃棄物（廃石綿等、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）を想定

※多量に排出：年間 50 トン以上を想定

### ● 水銀使用製品産業廃棄物についての規制 政省令改正（施行：H. 29. 10. 1）

○水銀使用製品産業廃棄物：蛍光灯、HIDランプ、他

○保管：他の物と混合することのないように、仕切りを設ける（箱などの容器も可）

保管場所掲示板に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを記載

○収集・運搬：破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分する

○処分：安定型処分場への埋立禁止

○委託処理

・処理業者の許可の確認：廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる収集運搬業者・処分業者に委託（ただし、H. 29. 10. 1時点でこれらの廃棄物を取り扱っている業者は変更許可不要）

・委託契約書：廃棄物の種類欄（ガラスくず、金属くず等）に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載（ただし、H. 29. 10. 1以前に契約している契約書については、契約変更等は不要）

・マニフェスト：廃棄物の種類欄（ガラスくず、金属くず等）に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載、また、その数量を記載

⇒「建設系マニフェスト「水銀使用製品産業廃棄物」の記入のしかた」、建設マニフェスト販売センター

[http://mani.gr.jp/wp-content/uploads/2017/09/170919\\_kinyuu\\_suiginn.pdf](http://mani.gr.jp/wp-content/uploads/2017/09/170919_kinyuu_suiginn.pdf)

⇒環境省のリーフレット「水銀廃棄物の適正処理について、新たな対応が必要になります。」

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/H2906\\_setsume1\\_01.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/H2906_setsume1_01.pdf)

※建設廃棄物処理委託契約書、建設系廃棄物マニフェストの様式改訂（水銀使用製品産業廃棄物を追加）（H. 29. 12）

※家庭から生じた蛍光灯、水銀体温計など（一般廃棄物）については、市町村による分別回収の指導に従わなければなりません。

## 参考－2: 土壌汚染対策法の改正情報

改正法公布：平成 29 年 5 月 19 日

### 第一段階施行 (H. 30. 4. 1 施行)

政令(施行令)公布 H. 29. 10. 25、省令(施行規則) 公布 H. 29. 12. 27、施行通知：H. 29. 12. 27

- 法四条の届出・調査に係る手続きの迅速化  
届出時に調査結果を添付できるため、調査命令の発出に関する審査期間が短縮
- 解除された区域の台帳の追加  
指定が解除された土地の台帳を閲覧できるため、汚染が除去された土地か否かが判別可能
- 管理票の電子化  
管理票の電磁的記録による保存が可能
- その他  
汚染土壌処理業の申請要件、業の譲渡、合併、分割、譲渡等の手続きの整備  
技術管理者証の交付申請期間の延長（経験年数が不足していても受験可能）

### 第二段階施行 (H. 31. 5. 19 までに施行)

H. 29. 9. 29 第 10 回中央環境審議会土壌制度小委員会において公表された資料をもとに作成

→（最終的に実施される内容は未確定）

- 有害物質使用特定施設に関する規制強化  
工場廃止に伴う調査一時免除中の土地や、工場操業中の土地の形質変更、搬出を届出対象
- 臨海部の工業専用区域の特例  
有害物室の人への接種経路がなく、人為由来の汚染のない（自然由来、埋立材由来の）臨海部の工業専用区域を新たに特例区域とし、各種手続きを簡略化
- 都市計画区域外は形質変更の届出不要  
法 4 条の届出不要
- 要措置区域等における施工方法等の見直し
  - ・ 飛び地間の土壌の移動が可能  
一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地において、同一契機で行われた調査の対象地内であれば、飛び地になって指定された区域間の土壌の移動を可能とする
  - ・ 形質変更時の調査は掘削深度まで
  - ・ 認定調査の合理化
- 自然由来、埋立材由来の基準不適合土壌の取扱いの合理化
  - ・ 自然由来特例区域間（地質的に同質である範囲内）及び埋立地特例区域間（同一港湾内）の土壌の搬出を届出の上、可能とする
  - ・ 同一事業や同一現場内の盛土構造物への利用を（一定の要件のもとに処理業の許可（埋立処理施設）を設けることにより）可能とする
  - ・ 区域外の一定の条件を満たした工事での活用、水面埋立利用を確認のもとに可能とする
- その他
  - ・ 要措置区域の措置については、計画、完了報告の届出を必要とする